

## ■正誤表

丸山秀平著『基礎コース 商法Ⅰ 総則・商行為法/手形・小切手法 [第4版]』におきまして、下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
1	5	下から1行目	… (改民548条1項1号) …	… (改民548条の2第1項1号) …
1	10	下から3行目	… (会2条15号参照) …	… (会2条15号イ参照) …
1	11	6～7行目	(…商法1～32条…)	(…商法1～31条…)
1	11	11行目	… (商501～628条) …	… (商501～617条) …
1	14	下から1行目	…改正民法95条以下) …	…改正民法93条以下) …
1	31	下から1行目	…経ていたのであるから、 …	…経ていたと解されるので、 …
1	60	3行目	第4項)。	4項、会社について、会22条4項)。
1	61	15行目	④…104条)。	④…104条3項2号)。
1	63	下から2行目	… (…547条1項), …	… (…547条1項「帳簿」), …
1	98	下から6～4行目	商法の…できる (商32条)。(記名…3項)。	従来、商法の…できると規定されていた (平30年改正前商32条)。右規定は削除され、個別規定で明らかにされている。
1	124	下から6行目	… (平30改商589条1項)。	… (平30改商589条)。
1	139	3行目	…前記のように責任は…	…前記のように (⇒XVII章2 [5]) 責任は…

刷数	頁	場所	誤	正
3	61	下から4～5行目	さらに、会社の支店…2項2号)。	削除
4	115	5～9行目	運送品が不可抗力によって滅失…できる (同条3項)。	なお、運送品がその性質又は瑕疵によって滅失し、または損傷したときも運送人は運送賃の支払いを請求することができ、荷送人は運送賃の支払いを拒むことはできない (平30年改573条2項)。